

京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例施行規則を公布する。

平成16年3月23日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第105号

京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例施行規則

(用語)

第1条 この規則において使用する用語は、京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例（以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

(保管用地の届出事項)

第2条 条例第3条第1項第6号に規定する別に定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 事業者の業種

(2) 事業者が建設業法第3条第1項本文の規定による許可を受けた者である場合にあっては、当該許可をした行政庁の名称及び許可番号

(3) 事業者が建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条第1項の規定による登録を受けた者である場合にあっては、当該登録をした行政庁の名称及び登録番号

(4) 保管用地の使用開始予定年月日

(保管用地届)

第3条 条例第3条第1項の規定による届出は、保管用地届（第1号様式）により行うものとする。

2 保管用地届には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 保管用地の所在地に係る登記事項証明書（登記簿に記録した事項の全部を証明

するものに限る。)

(2) 保管用地が届出者の所有する土地でない場合にあっては、当該土地に係る賃貸借契約書の写しその他の使用の権原を証する書類

(3) 保管用地の位置図

(4) 保管用地内の施設配置予定図

(5) その他市長が必要と認める書類

(届出を要しない軽微な変更)

第4条 条例第4条第1項ただし書に規定する別に定める軽微な変更は、第2条第1号から第3号までに掲げる事項の変更とする。

(保管用地変更届)

第5条 条例第4条第1項本文の規定による届出は、保管用地変更届(第2号様式)により行うものとする。

(保管用地廃止届)

第6条 条例第4条第2項の規定による届出は、保管用地廃止届(第3号様式)により行うものとする。

(保管用地における表示)

第7条 条例第5条の規定による表示は、縦及び横それぞれ60センチメートル以上であり、かつ、次に掲げる事項を表示した掲示板を掲示することにより行うものとする。

(1) 条例第3条第1項の規定による届出に係る保管用地である旨

(2) 届出者の氏名又は名称及び連絡先

(3) 保管する産業廃棄物の種類及び数量

(4) 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、積み上げることができる産業廃棄物の高さの限度

(運搬指示票の記載事項)

第8条 条例第6条第1項第4号に規定する別に定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）
- (2) 運搬指示票を交付した者の氏名
- (3) 運搬指示票を交付した年月日
- (4) 産業廃棄物の荷姿
- (5) 保管用地に産業廃棄物を搬入する場合で、当該産業廃棄物が建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第9条第1項に規定する対象建設工事に伴って生じたものであるときは、その旨
- (6) 運搬予定年月日
- (7) 運搬の業務に従事する者の氏名

(運搬指示票)

第9条 条例第6条第1項に規定する運搬指示票は、第4号様式によるものとする。

(運搬指示票の写しの保存期間)

第10条 条例第6条第2項に規定する別に定める期間は、運搬指示票を交付した日から3年間とする。

(記録の閲覧)

第11条 条例第7条第1項の規定による記録の閲覧は、次により行うものとする。

- (1) 当該記録は、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める日までに備え置くこと。

ア 次条第1号に掲げる事項 同号の月の翌月の末日

イ 次条第2号に掲げる事項 同号の日の属する月の翌月の末日

ウ 次条第3号に掲げる事項 同号の日の属する月の翌月の末日

エ 次条第4号に掲げる事項 同号の結果が得られた日の属する月の翌月の末日

- (2) 当該記録は、備え置いた日から起算して3年を経過する日までの間備え置き、  
閲覧に供すること。

(記録する事項)

第12条 条例第7条第1項に規定する別に定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 処分した産業廃棄物の月ごとの種類及び数量
- (2) 産業廃棄物処理施設を運転させた日ごとの運転時間
- (3) 産業廃棄物を搬入し、及び搬出した日ごとの車両の延べ台数
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の2の規定による産業廃棄物  
処理施設の維持管理の状況についての調査の結果

(身分証明書)

第13条 条例第14条第2項に規定する身分を示す証明書は、第5号様式によるものとする。

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、所轄局長が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

第1号様式 (第3条関係)

(表 面)  
保 管 用 地 届

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
届出者の住所 (法人にあっては, 主たる事務所の所在地)	届出者の氏名 (法人にあっては, 名称及び代表者名)
	電話 —

京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例第3条第1項の規定により届け出ます。		
保管用地	所 在 地	
	面 積	
	所有者	氏名(法人にあっては, 名称及び代表者名)
		住所(法人にあっては, 主たる事務所の所在地)
保管する産業廃棄物	種 類	
	数 量	
産業廃棄物の保管の方法	保管する産業廃棄物の高さの限度	
	環境の保全のための措置	保管用地の底面
		その他の環境の保全のための措置

## (裏面)

産業廃棄物の処理に関する計画	保管する産業廃棄物の主な搬入元	
	保管する目的	<input type="checkbox"/> 積替え <input type="checkbox"/> 中間処理
	処分の委託	<input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない
	保管後の産業廃棄物の主な搬出先	
届出者の業種		
行政庁の名称及び許可番号又は登録番号		第 号
保管用地の使用開始予定年月日		年 月 日

注1 該当する□には、レ印を記入してください。

- 2 面積の欄には、中間処理のための保管を行う場合は、産業廃棄物の搬入に係る保管用地及び処理された産業廃棄物の貯留に係る保管用地の合計面積を記入してください。
- 3 種類の欄には、保管用地で保管する産業廃棄物の種類をすべて記入してください。
- 4 数量の欄には、保管する産業廃棄物の最大の数量を記入してください。
- 5 保管する産業廃棄物の高さの限度の欄は、屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にのみ記入してください。
- 6 保管用地の底面の欄には、当該底面から地下への浸透を防止するための措置の内容を記入してください。
- 7 その他の環境の保全のための措置の欄には、産業廃棄物の飛散若しくは流出、悪臭の発散、ねずみの生息又は蚊、はえその他の害虫の発生を防止するための措置の内容を記入してください。
- 8 行政庁の名称及び許可番号又は登録番号の欄は、届出者が建設業法第3条第1項本文の規定による許可又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条第1項の規定による登録を受けた者である場合にのみ記入してください。
- 9 この届出書には、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める書類を添付してください。
  - (1) 保管する産業廃棄物の荷重が直接保管場所の囲いにかかる構造である場合 その構造を明らかにする図面及び当該荷重に対して構造耐力上安全であることを証する書類
  - (2) 産業廃棄物の保管に伴い汚水が生じるおそれがある場合 排水溝その他の設備及び保管用地の底面を覆う不浸透性の材料に関する書類
  - (3) 中間処理のために保管する場合 中間処理施設の処理能力を証する書類

第2号様式（第5条関係）

保管用地変更届

(あて先) 京都市長	年 月 日
届出者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	届出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）  電話 ー

京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例第4条第1項の規定により届け出ます。	
保管用地の所在地	
変更の予定年月日	年 月 日
変更の内容	変更前
	変更後
変更の理由	

第3号様式（第6条関係）

保管用地廃止届

(あて先) 京都市長	年 月 日
届出者の住所（法人にあっては，主たる事務所の所在地）	届出者の氏名（法人にあっては，名称及び代表者名）
	電話 —

京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例第4条第2項の規定により届け出ます。	
保管用地の所在地	
廃止の年月日	年 月 日



第4号様式（第9条関係）

運 搬 指 示 票						
交 付 年 月 日	年 月 日		交 付 し た 者 の 氏 名			
事 業 者	氏名又は名称					
	住所又は主たる事務所の所在地					
産 業 廃 棄 物	種 類	<input type="checkbox"/> 燃え殻	<input type="checkbox"/> 廃プラスチック類	<input type="checkbox"/> 動物系固形不要物	<input type="checkbox"/> 鉱さい	□ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条第13号に掲げる廃棄物
		<input type="checkbox"/> 汚泥	<input type="checkbox"/> 紙くず	<input type="checkbox"/> ゴムくず	<input type="checkbox"/> がれき類	
		<input type="checkbox"/> 廃油	<input type="checkbox"/> 木くず	<input type="checkbox"/> 金属くず	<input type="checkbox"/> 家畜ふん尿	
		<input type="checkbox"/> 廃酸	<input type="checkbox"/> 繊維くず	<input type="checkbox"/> ガラスくず, コンクリートくず 又は陶磁器くず	<input type="checkbox"/> 家畜の死体	
	<input type="checkbox"/> 廃アルカリ	<input type="checkbox"/> 動植物性残さ	<input type="checkbox"/> ばいじん			
□ 特別管理産業廃棄物 □ 特別管理産業廃棄物 以外の産業廃棄物	数 量	立方メートル		ト ン	荷 姿	
搬入元である事業場又は保管用地	名 称					
	所 在 地					
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第9条第1項に規定する対象建設工事に伴って生じた産業廃棄物					<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
搬出先である産業廃棄物処理施設又は保管用地	名 称					
	所 在 地					
運 搬 予 定 年 月 日	年 月 日		運 搬 の 業 務 に 従 事 す る 者 の 氏 名			

注1 該当する□には、レ印を記入してください。

2 荷姿の欄には、バラ、ドラム缶、ポリ容器等、具体的な荷姿を記入してください。

3 搬入元である事業場又は保管用地の欄は、保管用地に産業廃棄物を搬入する場合にのみ記入してください。

4 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第9条第1項に規定する対象建設工事に伴って生じた産業廃棄物の欄は、保管用地に産業廃棄物を搬入する場合にのみ記入してください。

5 搬出先である産業廃棄物処理施設又は保管用地の欄は、保管用地から産業廃棄物を搬出する場合にのみ記入してください。

第5号様式(第13条関係)

		第	号
身 分 証 明 書			
所 属			
職 名			
氏 名			
		年	月 日生
<p>上記の者は、京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例第14条第1項の規定により立入検査を行う職員であることを証明します。</p>			
年 月 日			
京都市長			印

(環境局事業部廃棄物指導課)